



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権相談員便り [結い]

あなたの人権は保障されていますか? 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

**2014年—だれもが「生きていてよかったね」と  
幸せを分かち合える、そんな1年にしましょう!!**

## 寄り添い、共に歩む 人権相談活動の充実を



### ◆「結い」をリニューアル、新たな決意

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

私たちが人権プラザで人権相談事業に取り組み始めたのが、2010年4月です。そして、同年8月に人権プラザ便り「結い」の第1号を発行してから、早いもので、今年の1月で40号を迎えました。

「結い」では、これまで、相談事例に関わる問題から生活に関わる国の制度や施策をはじめとしたさまざまな情報を提供しながら、人権相談活動の充実を図ってまいりました。

この間の時代の動きを見ていると、私たちを取り巻く状況は決して好ましい方向に向かっていません。生活保護法の改悪による生活保護基準の引き下げなどますます暮らしにくくなる一方で、DV（家庭内暴力）や高齢者虐待・障がい者虐待の増加、ヘイトスピーチ（差別扇動）、差別落書き、インターネットにおける差別挑発、職場におけるパワハラ・いじめ・長時間労働など、それこそ家庭・地域・職場といった生活の隅々でさまざまな人権侵害が起こっています。

私たちに求められているのは、今まで以上に相談当事者の思いに寄り添い、ともに問題解決にあたる人権相談活動をさらに充実させていくことです。そこで、新たに便りの名称を「人権プラザ便り[結い]」から「人権相談員便り[結い]」に変更しました。なお、連絡先は部落解放同盟東京都連のホームページをごらんいただくか、都連各支部

にお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

### ◆必死に生きようとする人を支えたい

決して出会うことがなければ、その人たちの存在さえ知ることはありません。厳しい現実に向かい必死に生きようとする人がいます。

正月も過ぎ、世の中が慌ただしく動き始めました。いつもなら、すでに舞い込んでいるはずの年賀状が今年はまだ来ません。何事か身に起きたのではないかと気がかりで心配していたところ、やっと届いた年賀状には、危惧したことが書かれてありました。でも、希望の抱負に私の心は突き動かされます。

「…昨年10月から病氣療養のために入院しています。当初の予定では、昨年中を目標に退院予定でしたが、病状が思わしくなく年を越すことになりました。

今年こそは退院して社会復帰をめざしてがんばろうと思っています。」

うつ病を患って、長い歳月が過ぎました。社会復帰をめざして心は焦るばかりですが、思うように病状は改善せず、一進一退を繰り返しています。

何度かハローワークの求人募集に当たって就職しても、その都度体調を崩して辞めざるを得ない状況が続いてきました。

このように、心の病を抱えながら、必死に社会との関わりを持って生きようとする人たちが私たちの周りにはたくさんいます。

彼女・彼らが希望を持って生きていけるように私たちは出来る限りの支援をやっていきたいとあらためて思います。

## ◆生活に困ったときは生活保護制度を利用しよう

生活保護を受けている人が去年10月の時点で、およそ216万4千人余りにのぼり、過去最多だったことが厚生労働省の調査で分かりました。

世帯数で見ると、およそ159万5千世帯ですが、このうち65歳以上の高齢者の世帯が全体の45%を占めていて、低年金で生活できない高齢者が増加していると見られています。

生活に困ったときには、生活保護を利用するのをためらうことはありません。利用する際、参考

にさせていただくために、「生活保護制度 Q&A」(生活保護問題対策全国会議編)を以下に掲載します。

生活保護問題対策全国会議とは、「すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、2007年6月に設立された団体です。法律家・実務家・支援者・当事者などで構成されています」(HPより)。

# 生活保護制度 Q&A① (生活保護問題対策全国会議・編集)

### Q1 生活保護はどんな場合に利用できますか？

国が定めている「最低生活費」以下の収入しかなく、手持金や貯金などもわずかになり、今！生活に困窮している状況であれば誰でも生活保護制度を利用できます。最低生活費は、地域や年齢で細かく決められていますが、家賃・医療費・介護費を別にした生活費が1人暮らしで6～8万円程度、2人で9～12万円程度、3人で12万～15万円程度がおおまかな目安となります。

### Q2 福祉事務所で保護を断られたら、あきらめるしかありませんか？

不当に追い返されている可能性もあるので、あきらめる必要はありません。申請権があるので、申請書を出してもらい、「申請」しましょう。

### Q3 申請はどこにするのですか？

住民票に関係なく、今あなたがいる場所の市役所や役場で申請できます。

### Q4 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？

外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなどの定住性のあるビザを持っている場合は生活保護を利用することができます。申請は外国人登録証のある場所の福祉事務所に行きます。

### Q5 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？

本来は申請のあった日から14日以内に書面で通知されることになっていますが、実際には30日程かかることが多い状況です。また30日を過ぎれば却下されたとみなして不服申し立てもできます。

### Q6 現金を持っていると生活保護は利用できないのですか？

現金や預金の合計がQ1の最低生活費以下であれば利用できます。ただし基準の半額を超える分は最初の保護費から差し引かれます。

### Q7 収入があると生活保護は利用できませんか？

収入があっても、最近の3ヶ月の平均収入が最低生活費以下であれば足りない分が支給されます。また医療費や介護費がかかる場合はその分もプラスされます。

### Q8 生命保険は解約しなくてはいけませんか？

解約したときの払戻金がQ1の最低生活費のおおむね3ヶ月以下で、保険料が最低生活費の1割程度以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険などについては解約して払戻金を生活費に当てることを求められます。

### Q9 学資保険を続けることはできますか？

解約返戻金が50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し始めた後で新たに加えることもできます。

《次号に続く》